



広報ちっぷべつ

お知らせ版 令和8年2月6日発行 第410号

発行・編集/秩父別町総務課広報係 電話: 0164-33-2111 (内線34番)
Eメール kouhou@chippubetsu.jp ホームページ <http://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp>

お子さんが安心安全にスマートフォンを利用するためには

総務省では、2月から5月までを「春のあんしんネット・新学期一斉行動」期間と位置づけ、ペアレンタルコントロールの普及促進や、青少年がインターネットを安全・安心に利用できるようにするための啓発活動等の取組を集中的に展開します。

保護者の方は、お子さんが自身のスマートフォンを利用される際、次の点にご注意ください。

(1) 適切にインターネットを利用する

子供たちがSNSで誘い出され、事件に巻き込まれる深刻な事案が発生しています。インターネットに関する知識や情報モラルを身につけ、正しく利用しましょう。

(2) 家庭のルールを作る

長時間利用によるネット依存症も増加しています。適切な生活習慣を身につけられるように、お子さんと一緒に話し合い「利用時間は夜9時まで」など、具体的にルールを決めましょう。

(3) フィルタリングなどを設定する

違法・有害サイトにアクセスできないように制限する機能です。併せて、課金制限や時間管理を設定できる「ペアレンタルコントロール」機能も利用し、お子さんをトラブルから守りましょう。

※実際に起きたトラブル事例をもとに、予防・対策法をまとめた「インターネットトラブル事例集」や相談窓口のご案内は下記二次元コードからご確認ください



インターネットトラブル事例集



相談窓口

■お問い合わせ

北海道総合通信局 情報通信部電気通信事業課 電話: 011-709-2311

秩父別町奨学資金貸与事業のご案内

本制度は、経済的な理由により就学することが困難な方に対して、就学する上で必要な奨学資金を貸与することにより、等しく教育を受ける機会を提供し、優れた人材を育成することを目的としています。

○貸与資格

- ①保護者が秩父別町内に住所を有している
- ②学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、専修学校（修学年限2年以上の専門課程に限る。）、高等専門学校又は高等学校に在学もしくは就学することが確実である者
- ③身体健康、学業優秀、性行善良である者
- ④学資の支弁が困難な者

○奨学資金の限度額

高等 学 校	月額 20,000 円以内（毎月貸与）
短期大学・高等専門学校 専修 学 校	月額 30,000 円以内（毎月貸与）
大 学	月額 50,000 円以内（毎月貸与）

○その他

- ・4月分から貸与を受けたい場合（支給開始は5月から）は、3月1日から3月31日までの間に奨学資金の貸与申請をしてください。それ以外は、随時受付いたします。（申請書は教育委員会で配付しています。また、町公式ホームページからもダウンロードできます。）
- ・奨学資金の貸与する期間は、正規卒業又は修了の最短修業期間とします。
- ・奨学資金は全て無利子で貸与します。

※詳しくは右記二次元コードを読み取りご確認ください。

■お問い合わせ

秩父別町教育委員会 電話: 0164-33-2555



【裏面もご覧ください】

日曜・休日当番医

日付	外科・内科	歯科
2月8日(日)	深川市立病院 深川市6条6番1号 電話 0164-22-1101	小西歯科医院 芦別市北2条西1丁目6-5 電話 0124-23-0102
2月11日(水・祝)	深川市立病院 深川市6条6番1号 電話 0164-22-1101	
2月15日(日)	深川市立病院 深川市6条6番1号 電話 0164-22-1101	杉村歯科医院 深川市4条9番28号 電話 0164-22-2323
2月22日(日)	深川市立病院 深川市6条6番1号 電話 0164-22-1101	山中歯科医院 奈井江町字奈井江 171 番地2 電話 0125-65-5554
2月23日(月・祝)	深川第一病院 深川市あけぼの町1番1号 電話 0164-23-3511	

◆休日当番医の診療時間
 ○外科・内科：診療時間は各医療機関にお問い合わせください。
 ○歯 科：午前9時から正午まで

◆夜間の急病の場合は、初めに下記までお問い合わせください。
 ○夜間急病センター（深川市立病院内） 電話 0164-22-4100

ゆう&ゆ 男女浴場利用カレンダー 2月

■は男性：シルクの湯 女性：黄金の湯

□は男性：黄金の湯 女性：シルクの湯

■は入館料が半額です。



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

北方領土返還署名コーナーの設置について

北海道では、1月21日（水）から2月20日（金）までの期間を「北方領土の日」特別啓発期間と定め、北方領土問題について、重点的な啓発活動に取り組んでいます。

町では、北海道の啓発活動に伴い、北方領土への理解と関心を深めていただき、より一層返還要求運動を盛り上げるため、「北方領土返還要求署名キャンペーン」を実施することいたしましたので、みなさまのご理解とご協力の程よろしくお願ひいたします。

設置場所	1 役場住民課総合窓口 2 秩父別町温泉ちっぷ・ゆう&ゆ
設置期間	設置中～令和8年2月20日（金）15時まで

○署名にあたってのお願い

- ・署名簿には、住所、氏名をご記入ください。
- ・住所は、市町村名だけでなく、地番・枝番まで記入してください。
また、同じ住所や苗字を記入する場合であっても「リ」「同上」等と省略すると無効となってしまうため、全て記載するようお願いいたします。
- ・署名の意思がある方であれば、年齢制限はしておりません。

■お問い合わせ

役場総務課防災係 電話：0164-33-2111（内線34）

町内行事予定 2月

日	行 事	場 所	時 間
2月 8日（日）	衆議院議員総選挙投票日	役場	7:00～
12日（木）	ふれあい・いきいき広場	老人福祉センター	10:00～
13日（金）	オレンジカフェ	老人福祉センター	13:30～
14日（土）	こども園雪中運動会	認定こども園	10:00～
15日（日）	おはなしコンサート	図書館	13:00～
	秩父別学園内覧会	秩父別小学校	9:00～
	町民との懇談会（議会）	スポーツセンター	10:00～
18日（水）	まるごと元気運動教室	スポーツセンター	9:30～
19日（木）	子育て相談	スポーツセンター	10:00～
	巡回無料法律相談	役場	13:30～
21日（土）	みそ作り体験（麹作り）	農産物加工センター	14:00～
23日（月）	みそ作り体験（みそ作り）	農産物加工センター	9:00～

※行事は都合で変更することがあります。

次号は、2月20日（金）に発行します。